





特別養護老人ホーム 手稲リハビリテーションセンターと札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180002 号)

特別養護老人ホーム 手稲リハビリテーションセンター と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

特別養護老人ホーム 手稲リハビリテーションセンターは、これまで 進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組の うち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主 的に取り組みます。

▶ 基本項目▶

■施設等の衛生管理

2 商品の品質管理

3 従業者等の衛生管理

4 問題発生時の危機管理

5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

令和4年4月1日

(当初締結日:平成 30 年 5 月 10 日)

社会福祉法人 宏友会 手稲リハビリテーションセンター 施設長

札幌市 市 長

三原 尚

秋元 克広

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を 自ら定め、実行します。

特別養護老人ホーム 手稲リハビリテーションセンターは

- ●さっぽろ HACCP 評価の給食事業者と連携し、栄養と食べ やすさを考慮した安全・安心な食事を入居者様へ提供い たします。
- ●新型コロナウイルスやノロウイルスなどの集団感染を防ぐため、手洗いや消毒を行い、施設の清潔に努めます。
- ●環境推進区・西区の一員として、法人シンボルの風車や藤の花が咲きほこる庭園の整備など、自然と人が調和した環境活動を進めます。
- ●これらの取り組みを通じ、私たちは、施設理念である"利用者とともに過ごし、健康で家庭的な明るい笑顔のある施設"を目指します。

